

「水道料金算定要領」の見直しについて

1. 概要

水道料金制度は、水道事業体の経営基盤確保における要の制度であり、将来にわたり水道事業体が安定的かつ持続的な経営を行っていくためにも、検証や見直しを行っていく必要があります。

このため、水道料金制度に関する5つの重点検討事項を中心に、水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえて、幅広く具体的に検討し、「水道料金算定要領」の見直しを行っています。

見直しにあたっては、従前の「要領」と「説明資料」からなる二部構成を抜本的に見直し、一体化を図るとともに、水道料金算定の流れを踏まえた構成に変更するなど、水道事業に初めて携わる方にも分かりやすい内容に努めています。

2月初旬の経営調査専門委員会及び2月中旬の事務常設調査委員会での審議を経て、3月中に本協会ホームページ上で周知を行う予定です。

2. 見直しのポイント

(1) 水道法、水道法施行規則との整合について

水道料金算定要領は昭和42年7月に制定されたのち、数度の改定を経て、平成27年2月を最後の改定としています。

一方、平成30年12月の水道法改正及び令和元年9月の水道法施行規則改正の内容については、現行の水道料金算定要領には落とし込まれておらず、各法規則との整合性を備えることが急務となっています。

(2) 資産維持費について

令和5年7月6日付け厚生労働省水道課長通知により、総括原価に資産維持費を算入する必要性が確認されたものの、資産維持費を総括原価に含めて料金算定を行っていない事業体があります。また、水道料金算定要領では、標準的な資産維持率として3%が示されているものの、事業体によっては適用率を変えて運用している場合もあります。

今後の方向性として、資産維持費の意義やその算出方法につき、より詳細かつ丁寧な説明を記載するよう努めるとともに、資産維持率につき、最新のシミュレーション結果を踏まえ、各事業体の実態に即した資産維持費、資産維持率の考え方について検討を行っています。

(3) 総括原価の配賦方法について

固定費の水量料金への配分は、給水量が右肩上がりであった時代では成り立っていました

が、給水量が減少傾向にある現代においては成り立ちにくい制度となっています。固定費の従量料金から基本料金への転嫁が今後必要になると考えます。

また、生活用水使用者への配慮として、特別措置が設けられていますが、水道料金算定要領が作成された当時と比較して、生活水準が向上した一方で給水人口が減少に転じています。人口減少社会、ライフスタイルの変化や節水機器の普及による使用量の減少を踏まえ、経営の健全化を重要視して、総括原価の配賦方法、料金の在り方について検討を行っています。

(4) 逓増料金制の設定基準について

逓増料金制の目的には大口需要の料金に、新規水源開発等に伴う費用の上昇傾向を反映させるとともに、水需要の均衡確保に資することが記載されています。また、明示はされずとも、少量利用者や生活用水利用者の料金の高額化を防ぐことを意図して運用されています。

しかし、人口減少に伴う給水量、給水収益の減少傾向にある現代において、水需要の抑制の意義は薄れています。また、大口需要者の水利用に逓増料金制で過度に負担をかけることが、大口需要者の節水や地下水への転換を促し、結果として給水収益の伸び悩みや大口需要者に給水収益を依存する事業体にとっては極端な給水収益の減少を招くおそれもあります。

事業体が実状に合わせて今後も安定した給水収益を計上できる料金区画設定の基準について、検討を行っています。

(5) 加入金・負担金について

加入金制度については、大口需要者等特定需要者の利益還元や水道需要の抑制などが目的として示されていますが、給水収益・給水人口ならびに給水量が減少している現代において、一部の事業体を除き、水道需要の抑制や特定需要者の利益還元を目的に加入金を徴収することが実態に則していない場合があります。

また、加入金設定当初に対象経費として設定された新規の水源開発や拡張施設関連経費の対象である開発事業や拡張事業が収束を迎えつつある状況も挙げられます。

このように、加入金徴収の目的や対象について根拠や実態を欠く可能性がある状況で、加入金を引き続き徴収し、水道収益の一部とすることは、本来給水収益で供給費用をまかなうべき水道料金制度の在り方に反する場合も考えられます。

全国の8割の事業体が加入金・負担金を徴収しており、多くの事業体にとって貴重な財源となっていることを踏まえ、事業体の実情を考慮した上で、これからの加入金・負担金制度のあり方について検討を行っています。